

死刑廃止をめざして 2022.3 第10号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・死刑制度の廃止を求める要請とその後の執行について…………… 9
- ・古川法務大臣による死刑執行…………… 9
- ・報告シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日2021」…………… 10
- ・報告無期懲役受刑者の処遇問題についての勉強会…………… 10

12月2日の大臣要請

当連合会は、新しい法務大臣が着任するたびに、死刑制度についての当連合会の立場を説明するため、大臣との面談を行っている。

2021年10月4日、第一次岸田内閣で新たに古川禎久大臣が着任された。その後すぐに総選挙があったことから、11月10日の第二次岸田内閣での再任を待って、12月2日に要請活動を行った。当連合会からは、荒会長、法務大臣経験者である杉浦正健会員(当本部顧問)と、担当副会長である私が参加した。

今回の法務大臣要請の内容については、同日付けの「死刑制度の廃止を求める要請書」に記載のとおりである(日弁連ウェブサイトに掲載している)。

これまで、この種の要請書では、「死刑は究極の人権侵害である」「えん罪だった場合に限り返しがつかない」「犯罪抑止力に疑問がある」「死刑廃止は世界の潮流である」といった主張を記載することが多かった。たしかにこれらは死刑廃止の重要な論拠であって、これからも繰り返し述べていくことになるだろう。

しかし、いくら繰り返し正論を伝えても、法務省の公式見解は変わらない。古川法務大臣の就任記者会見での発言は、「死刑制度の存廃は各国において独自に決定す

死刑制度の廃止を求める要請とその後の執行について

副会長 土井 裕明(滋賀)

べき問題」「国民世論の多数が死刑もやむを得ないと考えている」「凶悪犯罪がまだ後を絶たない状況」「罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ない」「死刑を廃止することは適当でない」というものであり、歴代の大臣答弁と全く変わるところはなかった。

日弁連も、法務大臣も、いつも同じ主張の繰り返しでは進歩がない。そこで、今回の要請書では、あえてこれまでとはスタイルを変え、死刑制度を取り巻く現状分析を中心に構成してみた。

アメリカのバイデン氏は死刑制度の廃止を公約に掲げて大統領に当選した。2021年3月にはヴァージニア州が南部で初めて死刑を廃止した。同年7月には、ガーランド司法長官が、連邦レベルでの死刑の執行を停止するとの指示を公表している。さらに、ユタ州も死刑廃止に向けて動き始めている。アメリカが死刑制度を廃止すると、OECD38か国のうち死刑を執行する国は日本だけとなる。

アメリカの情勢

このよう防衛政策をとることの是非はさておき、その交渉の背景に死刑制度の問題があったと指摘されている。オーストラリアは、自国だけでなく、世界で死刑制度が廃止されるべきであるとの立場をとっている。豪軍の関係者が日本国内で罪を犯した場合に死刑に処せられるおそれがあるという点が問題となり、日弁連との締結が大幅に遅れていた。要請活動を行った時点ではまだ署名前であったが、その後2022年1月6日に署名が行われ、協定の内容が明らかになった。

日豪日清化協定と死刑廃止問題

日豪日清化協定は、日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める協定である。

その後の執行について

罪人引渡条約を締結できていないのも、日本に死刑制度があるからだとされている。犯罪白書によれば、日本国内で罪を犯したとして警察の捜査対象となりながら国外逃亡している人数は2020年末時点で684名に上る。他方、同年中に海外から逃亡犯罪人の引き渡しを受けた実績は1件もない。

法務省は「死刑制度の存廃は各国において独自に決定すべき問題」と言う。しかし、この問題で世界から孤立すれば、このような不利益に甘んじなければならぬのである。

豪軍の関係者が日本国内で公務と関係なく罪を犯した場合、通常であれば日本が裁判権を行使するところだが、オーストラリアは、「特に重要であると認める場合」には日本に対して裁判権の放棄を要請でき、日本は「当該要請に対して好意的な考慮を払う」とことごとされている(日豪日清化協定21条4項d)。「特に重要であると認める場合」とは死刑相当の事件を意味すると考えられる。

懲役刑と禁錮刑の一本化

このことは、豪軍関係者が日本で重大犯罪を起こしても、日本の裁判所で裁判にかけることができないことを意味する。オーストラリアに死刑がなく、日本に死刑制度があるために、日本が刑事裁判権の制約を受けることになるのである。

法制審議会は、懲役刑と禁錮刑を一本化して新自由刑(拘禁刑)に再編するという刑罰制度改革の改正を答申した。今年の通常国会に法案が提出されることが見込まれている。この法改正は、応報を主眼とする刑罰制度から、更生と教育を主眼とする刑罰制度へ移行することを意味するものである。

死刑という刑罰は、罪を犯した人を抹殺することを目的としていることから、更生や教育を意図しない。刑罰が持つ特別予防の目的は最初から放棄されている。そのため、新しい刑罰体系の中で、死刑がますます異質なものであることが明白になる。

12月21日の執行の意味

前述のとおり、このような要請をしたにもかかわらず、その19日後、3名の確定囚に対して死刑が執行された。当連合会は、即日、会長声明を發出し、法務省に持参して抗議を行った。

前回の執行は2019年12月26日、ほぼ2年間執行がなかった状況であった。2020年は、もともと東京オリンピックと京都コングレス(国連犯罪防止刑事司法会議)が予定されていたことから、世界から注目を浴びる中での執行はしにくい状況であった。新型コロナウイルス感染症の影響でど

執行後の会見で大臣は「慎重な上にも慎重な検討を加えた上で、死刑の執行を命令した」と述べた。今回の執行は、大臣就任から79日目の執行であった。

らも1年延期になり、2021年に入っても執行ができなかったのである。

それが、2021年の年末になって執行に踏み切ったのはなぜか。年末も押し迫ったこの時期、国会の会期終了日のこの日に執行したのはなぜなのか。世界の注目も浴びにくく、国会議員も地元に戻り、報道も年末体制に入る、他方、2年連続で執行がないという事態は絶対に回避する、そういうタイミングでの執行である。そこには、死刑制度は断固として維持しようという法務省の強い意志を感じざるを得ない。死刑という制度が、必ずしも遺族感情を慮って運用されているわけではなく、政治的な思惑で行われていることが現れた今回の執行であったと感じる。

古川法務大臣による死刑執行

2021年12月21日、東京拘置所及び大阪拘置所において3名に対して死刑が執行されました。岸田内閣が発足し、古川法務大臣が就任してからわずか79日目での執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に対し強く抗議し、死刑制度を廃止する立法措置を講じること、死刑制度が廃止されるまでの間全ての死刑の執行を停止することを求める会長声明」を発表し、法務大臣及び内閣総理大臣宛てに提出しました。会長声明は、日弁連のウェブサイトにて御覧いただけます。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/211221.html>

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。

